

副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業業務委託仕様書（案）

本業務仕様書は、長野県が行う「副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

副業・兼業人材と連携したクリエイティブ人材誘致事業

2. 事業目的と求める人材像

(1) 事業目的

コロナ禍において都市圏在住者の地方への関心が高まっている中、ウィズコロナ時代の新しい働き方のひとつである副業・兼業を通じ、主に、地域の活性化に寄与するクリエイティブ人材*層の長野県への関わりをつくり、将来的な移住、二地域居住及びつながり人口（関係人口）の創出につなげる。

*ここでいう「クリエイティブ人材」とは、ある特定の職に就いている者や有資格者のみを指すのではなく、創造的価値観を持ち、主体的・能動的に行動する志向性を有する者を意味する。

(2) 求める人材（事業者）像

- ・ 自身が上記記載のクリエイティブな志向性を有するとともに、これまでの職歴や活動を通じて培った経験や技能を当事業の目的達成のために意欲的に活かそうとする者。
- ・ 長野県との関わりを有するとともに、県内地域の実情に一定程度精通している者。または、特段の意欲を持って長野県との関わりを構築しようとする者。

3. 事業の概要

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に居住する副業・兼業人材に、長野県との関わりをつくり出す取組を委託する。委託を受けた者は、信州首都圏総合活動拠点（以下、「銀座NAGANO」という）を主な拠点にし、自身が持つスキルや専門性を活かしつつ、県の移住相談窓口や関連施策と連携する中で、都市部のクリエイティブ人材層を対象にしたイベント（以下、「イベント」という）の企画・実施、関連情報の発信を行う。

4. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

5. 業務の内容

(1) 定例イベントの開催

- ・ 委託のあった日に属する月の翌月から、月に1回以上イベントを開催すること。
- ・ イベントの実施に当たっては、自身で集客目標を定めるとともに、集客に向けた取組を実施すること。

- ・ 実施するイベントは、事前に事業計画書を委託者に提出し、承認を得たものであること。
- ・ 委託者は、事業計画書の内容に応じ、予算の範囲内で必要となる経費を委託料として支払うものとする。

(2) 長野県に関する情報の発信

- ・ 長野県の移住や仕事、暮らし等に関する情報について、効果的な手法を検討の上、積極的に実施すること。
- ・ 情報発信に当たっては、銀座NAGANOの移住相談窓口及び県が進める移住施策と連携を図る中で実施すること。

(3) その他

上記(1)、(2)のほかに、PR効果が高くターゲットに訴求できる手法等がある場合には委託者に提案すること。実施については、委託者と協議・検討の上、決定する。

6. 業務形態等

以下の条件により、業務を実施すること。

(1) 業務の形態 委託

(2) 各種条件

ア 原則、1週間に1日(月4日上限)、銀座NAGANOで事業に従事すること。なお、活動予定日について、委託者が指定する日までに、翌月の活動計画書を提出するものとする。

イ 委託者は、事業に従事した日数及び時間に応じ、1日(7時間45分)当たり25,000円、1日の活動が4時間の場合は12,500円を支払う*。なお、活動は銀座NAGANOの就業時間内とする。

*受託者の都合等により1日の活動が基準に満たなかった場合は、委託者と協議の上、これを決める。

ウ 事業従事に係る交通費は、イに含めるものとする。なお、委託者の依頼により、東京都外へ移動する必要がある場合は、県の規程により旅費相当分の活動費を支給する。

エ イベントに要する経費は、活動費とは別に委託料に含めて支払う。

(3) 委託料の考え方(令和3年9月に契約した場合の目安)

委託料上限 1,204 千円

実績に応じて前金払い可能部分	活動費 700 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・月4日、終日活動した場合、1月当たり100,000円 ・9月から翌年3月までの7か月分の活動費
計画に応じて前金払い可能部分	イベント経費 504 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・1月当たり84,000円(1月に1回以上開催) ・10月から翌年3月までの6か月分の経費
必要に応じ実績払い	移動費 —	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者の求めに応じて東京都外へ移動する場合、旅費相当分を別途支払う(費用弁償)。

7. 事業目標

- ・ イベント開催数 6回以上
- ・ イベントへの参加者及び活動を通じて長野県と関わりを持った者 100人以上

8. 委託料の支払い

実績払いを原則とする。ただし、委託者が必要と認めた場合、受託者からの適正な請求に基づき一部を前金払により支払うことができるものとし、委託期間終了後、委託料を確定し、精算を行うものとする。

9. 提出書類及び成果品等

(1) 計画書

ア 活動計画書

翌月の活動予定を所定様式に記載し提出すること。

イ イベント計画書

次回開催を予定しているイベントについて、概要が分かる資料（任意）を計画書として提出すること。

(2) 報告書

ア 活動報告書

活動計画書に実績を記載し、銀座NAGANOに駐在する県職員の確認を受けたものを活動報告書として提出すること。

また、イベント以外の活動や目立った実績等がある場合は、併せて報告すること。

イ イベント報告書

実施したイベントについて、参加者数やイベント中の様子を取りまとめた資料（任意）を報告書として提出すること。

ウ 総括報告書

事業の完了にあわせ、活動の最終実績、活動所感等をレポートとして取りまとめ、総括報告書として提出すること。

(3) 提出期限

- ・ 活動計画書及び同報告書については、当該月の翌月5日までに提出すること。イベント計画書については、実施予定日の2週間前までに、同報告書については、イベント実施から概ね2週間以内に提出すること。ただし、最終月の各報告書は、令和4年3月31日を期限とする。
- ・ 総括報告書は、令和4年3月31日を期限とする。

(4) 提出方法

長野県企画振興部信州暮らし推進課あて、電子メール (iju@pref.nagano.lg.jp) で提出

10. 留意事項

(1) 著作権の取扱い

本委託業務の実施による文章、画像その他一切の著作権については、原則として全て委託者が保有するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。また、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。受託者は、成果品に係る著作者人格権を有する場合においても、これを行行使しないものとする。

(2) 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

業務に当たっては、新型コロナウイルス感染症の動向に留意し、必要に応じてオンラインツールの活用等、感染防止対策を行った手法で実施すること。

また、受託者は、原則1週間に1日、銀座NAGANOで事業に従事することとしているが、感染拡大の状況によっては、在宅等での勤務も可能とする。なお、この場合は委託者との協議によるものとする。

(4) その他留意点

制作物等が他者の所有権や著作権を侵害しないよう配慮すること。また、肖像権の侵害が生じないようにすること。SNSツールの利用に当たっては、誤解の招く表現や事実の確認等の面で十分に配慮すること。

11. その他

業務の実施に当たっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うものとする。また、本仕様書に明示無き事項又は疑義が生じた事項の取扱いについて、委託者及び受託者が協議するものとする。